

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設を行う旨の届出があったため、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに枚方市長に意見書を提出することができる。

平成27年5月1日

枚方市長 竹内 脩

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ニトリモール枚方
枚方市北山1丁目2550番2 他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ニトリホールディングス
札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号
代表取締役 似鳥 昭雄
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ニトリ
札幌市北区新琴似七条1丁目2番39号
代表取締役 白井 俊之
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年12月20日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
32,092平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数
1,800台
- (7) 駐輪場の収容台数
562台（うち自動二輪車用62台）
- (8) 荷さばき施設の面積
686.5平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
133.8立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 7時

閉店時刻 24時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

6時30分から24時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所（うち、出入口2箇所、入口1箇所、出口1箇所）

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時から21時まで

2 届出年月日

平成27年4月17日

3 縦覧場所等

(1) 縦覧場所

枚方市地域振興部産業振興課

(2) 縦覧期間

平成27年5月1日から平成27年9月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

4 意見書の提出先

・持参の場合

枚方市岡東町12番3-410号（京阪枚方市駅隣接サンプラザ3号館4階）

枚方市地域振興部産業振興課

・郵送の場合

〒573-8666

枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市地域振興部産業振興課